

# 令和2年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立一関工業高等学校

校長名 佐々木 直 美

## 1 活動の方針

- (1) 部活動の加入については任意とし、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものとする。
- (2) 生徒が自主的、自発的にかつ健全に活動するよう教育的な配慮をし、保護者との連携を密に行うとともに、生徒の健康状態を十分把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。
- (3) 体力や技能の向上を図るとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に努める。

## 2 休養日・活動時間について

- (1) 休養日
  - ア 学期中は、週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
  - イ 長期休業を利用し、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
  - ウ 定期考査1週間前から終了までの期間を休養日（部活動停止期間）とする。
- (2) 活動時間
  - ア 学期中の平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。ただし、練習試合等についてはこの限りではない。
  - イ 試験終了後2週間以内に大会等がある場合、所定の願により校長の許可を得て放課後1時間程度練習することができる。

## 3 活動のきまり

- (1) 部活動の方針の策定等  
部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。
- (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
  - ア 運動部活動における適切な指導の実施
    - (ア) 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）を徹底する。
    - (イ) 校長及び運動部顧問は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。
    - (ウ) 校長及び運動部顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- (エ) 運動部顧問は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。
  - (オ) 運動部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を養う。
  - (カ) 運動部顧問は、バーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、スポーツ医・科学の見地を踏まえ適切な指導を行う。
- イ 文化部活動における適切な指導の実施
- (ア) ア(ア)～(ウ)については、同様の考え方に基づく指導を行う。
  - (イ) ア(エ)～(カ)に加え、生涯を通じて文化的活動等に親しむ基礎を培う。

#### 4 その他

##### (1) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問体制とする。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び部活動を補完する活動等の活動内容を把握する。
- エ 校長は、生徒が健康で安全にスポーツ活動や文化的活動等を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導及び是正を行う。
- オ 校長は、部活動の指導方針（ねらい、指導体制、休養日や活動時間の設定等）について、教職員、保護者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。
- カ 校長は、教職員の部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

##### (2) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

- ア 生徒のニーズを踏まえた部の設置
  - (ア) 校長は、生徒の多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。
  - (イ) 校長は、学校外のスポーツ活動や文化的活動に取り組む生徒に配慮した取組を推進する。
- イ 部活動における地域との連携等
  - (ア) 校長は、地域のスポーツ団体等との連携、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を推進する。
  - (イ) 校長は、地域と連携した取組を推進することについて、支援団体（教育振興会、同窓会）、保護者の理解と協力を促す。

##### (3) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。